

居宅介護に係る報酬・基準について 論点等

居宅介護の概要

対象者

障害支援区分1以上の障害者等(身体障害、知的障害、精神障害)

サービス内容

居宅における

入浴、排せつ及び食事等の介護
調理、洗濯及び掃除等の家事
生活等に関する相談及び助言
その他生活全般にわたる援助

通院等介助や通院等乗降介助も含む。

主な人員配置

サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上

- ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
- ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者

ヘルパー:常勤換算2.5人以上

- ・介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者 等

報酬単価(令和元年10月~)

基本報酬

身体介護中心、通院等介助(身体介護有り)
249単位(30分未満)~815単位(3時間未満)
3時間以降、30分を増す毎に81単位加算

家事援助中心
102単位(30分未満)~
268単位(1.5時間未満)
1.5時間以降、15分を増す毎に
34単位加算

通院等介助(身体介護なし)
102単位(30分未満)~
268単位(1.5時間未満)
1.5時間以降、30分を増す毎に
68単位加算

通院等乗降介助
1回98単位

主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
サービス提供体制の整備、良質な人材の確保、重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

福祉専門職員等連携加算(90日間3回を限度として1回につき564単位加算)
サービス提供責任者と精神障害者等の特性に精通する国家資格を有する者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

事業所数

20,315 (国保連令和 2年 4月実績)

利用者数

179,001 (国保連令和 2年 4月実績) 1

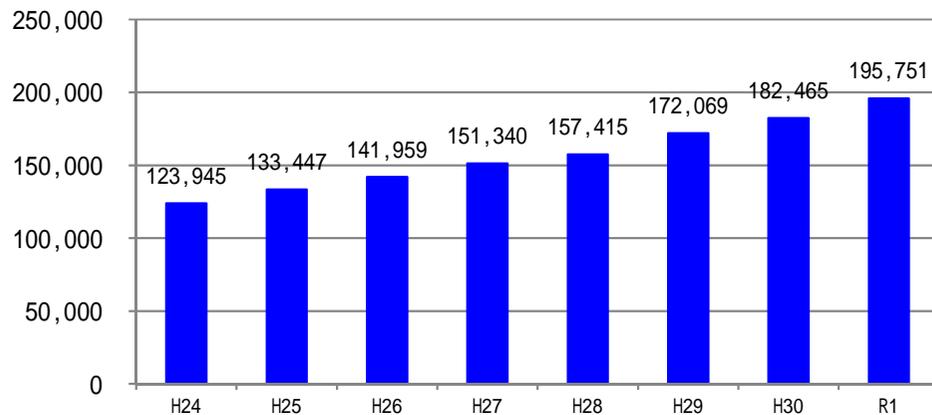
居宅介護の現状

【居宅介護の現状】

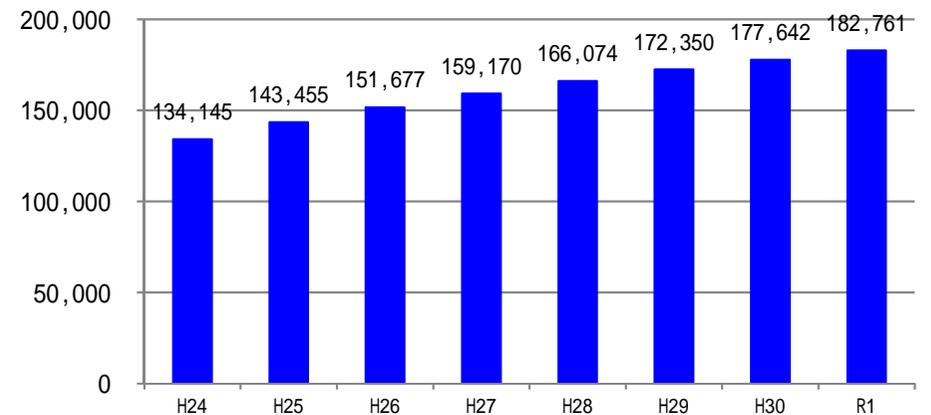
令和元年度の費用額は約1,958億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の7.1%を占めている。

利用者数及び事業所数については毎年度増加している。

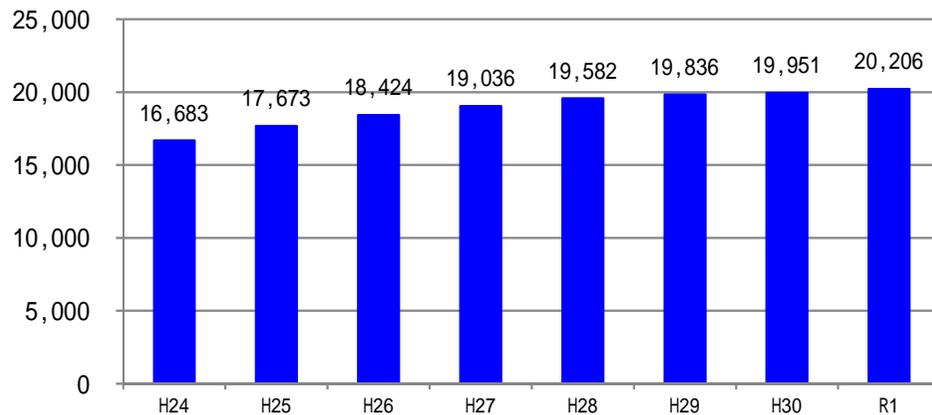
費用額の推移(百万円)



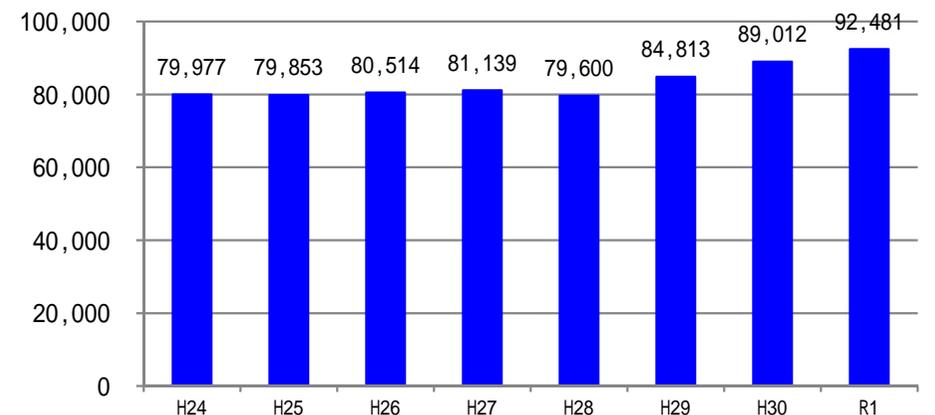
利用者数の推移(一月平均(人))



事業所数の推移(一月平均(か所))



一人あたり費用月額額の推移(円)

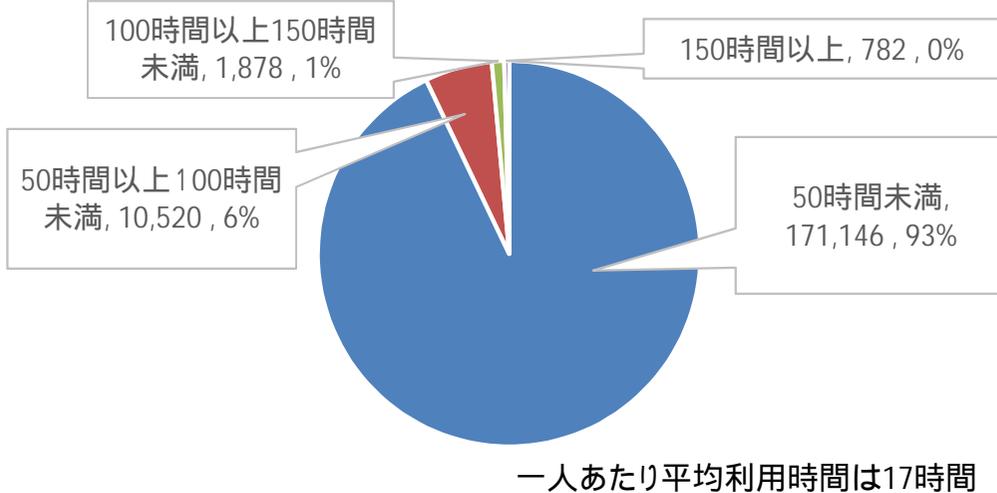


居宅介護の現状

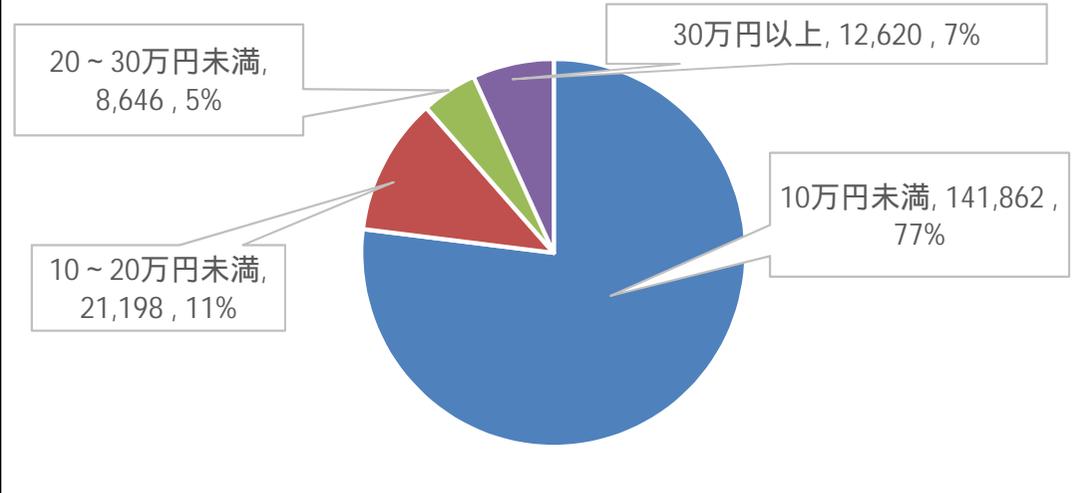
一月50時間未満の利用者が約9割を占め、一人あたり費用月額が10万円未満の利用者が約8割を占めている。

利用者数は、障害支援区分2、3の者が5割以上を占めている。

一月の利用時間別人数(人) 令和2年1月分



一人あたり費用月額別人数(人) 令和2年1月分



障害支援区分別にみた利用者数の割合の推移



出典:国保連データ

関係団体ヒアリングにおける主な意見

No	意見等の内容	団体名
1	居宅支援について、障害の軽い人に対する家事援助は、障害者権利条約の基本となる「他の者との平等」を前提とした地域生活を送るために非常に大きな役割を持っている。家事援助の位置づけを高め、基本報酬を引き上げていただきたい。	きょうされん 他 (同旨：日本身体障害者団体連合会)
2	訪問系のサービスは、家庭内におけるものだけでなく、実生活への橋渡しとなるような生活の現場（買物、就労先、選挙の投票 等）におけるサービスの確保が必要である。	希望 日本失語症協議会
3	入浴や食事介助などの短時間の個人単位での居宅介護利用する場合の重度障害者支援加算を創設すべき。	全国地域生活支援ネットワーク

居宅介護に係る報酬・基準について

居宅介護に係る論点

論点 居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

【論点】居宅介護職員初任者研修課程修了者であるサービス提供責任者に対する評価の見直し

現状・課題

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の第三の1の（2）のにおいて、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする取扱いは暫定的なものである」とされており、サービス提供責任者の質の向上を図る観点から、介護福祉士の資格取得等を促進しており、将来に向け当該暫定措置を解消することとしている。

「居宅介護職員初任者研修課程修了者」…「厚生労働大臣が定める者」（平成18年厚生労働省告示第548号）第6号の2に定める者

このため、平成30年度報酬改定において、当該暫定措置の段階的な廃止に向けて、指定居宅介護事業所において、居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置しており、かつ、当該者が作成した居宅介護計画に基づいてサービス提供した場合に、居宅介護サービス費を10%減算とした。

介護保険において居宅介護に相当するサービスである訪問介護では、同様の暫定的な取扱いを10%減算の後に30%減算として既に廃止している。

平成24年度報酬改定で10%減算、平成27年度報酬改定で30%減算、平成30年度報酬改定で暫定的な取扱いを廃止。

論点

居宅介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者である取扱いの廃止に向けた段階的な対応についてどう考えるか。

検討の方向性

介護保険の訪問介護における先例も参考にしつつ、当該暫定措置の段階的な廃止に向けて、サービス提供責任者の保有資格や居宅介護職員初任者研修課程修了者が作成する計画に基づくサービス提供の実態も踏まえて検討してはどうか。

居宅介護のサービス提供責任者の保有資格（平成27年度報酬改定検証調査）

介護福祉士のみ保有	ホームヘルパー1級のみ保有	ホームヘルパー2級のみ保有	左記以外の複数の資格を保有	無回答	計
789人	56人	45人	389人	31人	1,310人
60.2%	4.3%	3.4%	29.7%	2.4%	100%

1 「ホームヘルパー2級」が居宅介護職員初任者研修課程修了者に相当する。

2 訪問介護における暫定的な取扱いの廃止に向けた議論においては、介護職員初任者研修課程修了者がサービス提供責任者となっている割合は3.8%であった。

居宅介護職員初任者研修課程修了者が作成する計画に基づくサービス提供の実態

居宅介護利用者数 (延べ人数)	初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供された利用者数 (延べ人数)	居宅介護請求事業所数	初任者研修課程修了者が作成した居宅介護計画に基づき提供した事業所数
223,633人	898人	20,459事業所	297事業所
-	0.4%	-	1.5%

(令和2年1月分国保連データより抽出)

訪問系サービスにおける「サービス提供責任者」について

1 . サービス提供責任者の概要

障害者総合支援法において、障害福祉サービスの質の向上を図る観点から、訪問系サービス事業所ごとにサービス提供責任者の配置を義務付け。

< サービス提供責任者の配置基準 >

- ・事業の規模に応じて1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないこと
- ・管理者がサービス提供責任者を兼務することは差し支えないこと
- ・最小限必要な員数として定められたものであり、業務の実態に応じて必要な員数を配置すること
- ・次のいずれかに該当する員数を置くこと
 - a 当該事業所の月間の延べサービス提供時間（事業所における待機時間や移動時間を除く。）が450 時間又はその端数を増すごとに1人以上
 - b 当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増すごとに1人以上
 - c 当該事業所の利用者の数が40人又はその端数を増すごとに1人以上
 - d cの規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している当該事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる

サービス提供責任者は以下の役割を担う。

利用者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえた居宅介護計画等の作成

利用の申し込みに係る調整や従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理 等

2 . 居宅介護のサービス提供責任者の資格要件

- ・介護福祉士
- ・実務者研修修了者
- ・旧介護職員基礎研修修了者
- ・廃止前の居宅介護従業者養成研修修了者（旧1級ヘルパー）
- ・居宅介護職員初任者研修課程修了者であって3年以上の実務経験がある者 等